



園芸工、造園工

仕上工、板金工、製針工、建設機械工、金鋼

織機工、光学機器工、計測器工、通信工、理

学組立工、無線通信用工、化学分析工、紡織工、

工機洋裁工、和裁工、手芸工、自織工、

車整備工、航空機組立工、航空機整備工、

船隻工、航空機整備工、航空機整備工、

力機工、航空機整備工、航空機整備工、

方機工、航空機整備工、航空機整備工、

タイル工、航空機整備工、航空機整備工、

船台工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

竹工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

工、航空機整備工、航空機整備工、

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三三号）  
第三十五条の四の規定に基き、昭和三十四年五月二十八  
日次の者に対し、米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十四年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	氏 名	名称又は屋号
六五三	佐久間 寿美子	寿 美
六五四	小川 さだの	丸善派館
六五五	大山 はつ	だいせん
六五六	坂内 義雄	皆生温泉ヘルスランド

住 所	営業の場所
岩美郡福部村大字湯山二、一六 四ノ四四八	住所に同じ
米子市蚊屋二八三ノ六	"
" 朝日町一四番地	"
" 皆生一、九七五番地	米子市皆生一、九七三番地

鳥取県告示第三百六号

次のように気しゆそ、予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 気しゆそ、予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後四月以内及び分べん前後一月以内の

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 気しゆそ、予防液皮下注射

別 表	実施月日	実施区域	実施場所
"	六月八日	日野郡日南町多里	多里家畜検査場
"	" 九日	" 日野上	日野上 "
"	" 一〇日	" 山上	山上 "
"	" 十一日	" 石見	石見 "
"	" 一二日	" 福栄	福栄 "

"	一五日	"	"	大宮	大宮"
"	一六日	"	"	阿毘緑	阿毘緑"
"	一七日	"	"	黒坂町黒坂	黒坂"

鳥取県告示第三百七号

次のように流行性脳炎予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 流行性脳炎予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、繁殖供用豚のみ。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 流行性脳炎予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十九日	倉吉市倉吉	各隊舎巡回注射
"	" 灘手	"
"	東伯郡大栄町大誠	"
"	" 泊村泊	"
三十日	倉吉市小鴨	"
"	" 上小鴨	"
"	東伯郡羽合町浅津	"
六月 一日	北条町下北条	"
"	倉吉市北谷	"
"	" 高城	"
"	東伯郡東郷町舎人	"
二日	羽合町宇野	"
"	" 長瀬	"
"	大栄町由良	"
"	東郷町花見	"
三日	大栄町由良	"
"	大栄町由良	"

"	"	倉吉市上井、西郷	"
"	"	上北条	"
"	四日	社	"
"	"	上北条	"
"	"	東伯郡東郷町東郷	"

鳥取県告示第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、藤歩井手土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十四年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の氏名及び住所

理事	田中 栄一	西伯郡西伯町大字原一四八番地
"	竹本 英一	"
"	北尾 延安	"
"	加納 丈造	"
"	坪内 忠良	"

"	"	伴藤 節夫	北方七八〇
"	"	伴藤 治一	三六七
"	"	田子 勝周	三九四番の四地
"	"	松本 敏満	七二三
"	"	瀬尾 一雄	猪小路八六
"	監事	後藤 理臣	原三六〇番地次一
"	"	井上 虎雄	北方七四三

鳥取県告示第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

江津土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中喜代藏 鳥取市江津

〃 奥山 春治 〃

〃 松下 頼藏 〃

〃 山根 徳治 〃

監事 魚崎 保幸 〃

〃 新田 常藏 〃

就任した役員の氏名及び住所

理事 米村 豊治 鳥取市江津

〃 米沢 政美 〃

〃 高田 鉄治 〃

〃 吉田 米治 〃

監事 木下 義信 〃

〃 前田 清利 〃

昭和三十四年四月二十五日補充選挙の結果当選し、同日就任、任期昭和三十五年四月一日まで。

大井手土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 松本 弘 米子市東八幡

〃 幡原 幸雄 〃

〃 塚原 惣一 〃

〃 塚田 昇 〃

〃 塚田 繁 〃

〃 塚田 章一 〃

〃 近藤 海平 〃

〃 田川 茂 〃

〃 田川 竹光 〃

〃 田川 義照 〃

〃 前田 義秋 〃

〃 小林 久一 〃

〃 妹尾 一男 〃

〃 相見 隆男 〃

〃 内藤 卓也 〃

昭和三十四年五月十五日申請人において選任の結果当選、同日就任、任期第一回総会まで。

一部 高島 東八幡

鳥取県告示第三百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項の規定による療養取扱機関を次のように取消した。

昭和三十四年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関 所 在 地 取消年月日

牛尾歯科医院 東伯郡赤碓町赤碓 昭和三十四年四月十四日

一、八四六

鳥取県告示第三百十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十八条の規定による国民健康保険医を次のように取消した。

昭和三十四年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

歯科医師の氏名 登録記号番号 取消年月日

牛尾 寛 鳥取県 一七五 昭和三十四年四月十四日

鳥取県告示第三百十二号

昭和三十四年二月鳥取県告示第九十一号（国民健康保険療養取扱機関の申出受理について）の一部を次のように改正し、昭和三十四年四月十四日から適用する。

昭和三十四年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

牛尾歯科医院の項を削る。

鳥取県告示第三百十三号

昭和三十四年二月鳥取県告示第九十二号（国民健康保険医等の登録について）の一部を次のように改正し、昭和三十四年四月十四日から適用する。

昭和三十四年六月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

歯科医岡の部中「一七五 牛尾 寛」を削る。



- 二 導水送水施設費
- 三 配水施設費
- 四 浄水施設費
- 五 消火栓設置費
- 六 工事雑費
- 第四 規則第五条の規定による補助金交付申請書に添付すべき事業計画書並びにその他知事が必要と認める書類の名称及び様式は、次のとおりとする。
  - 一 事業計画書（様式第一号）
  - 二 全体事業計画との関連調書（様式第二号）
  - 三 事業費所要額調（様式第三号）
  - 四 財源調書（様式第四号）
  - 五 工事設計書
    - イ 事業費明細書（様式第五号）
    - ロ 工種別設計書（様式第六号）
  - 六 設計図面
  - 七 水質検査成績表（飲料水適否試験）
- 第五 規則第十一条第一項に規定する知事の定める軽微

- な変更とは、給水区域、水源の種類、取水地点、浄水方法及び構造物、管渠その他の重要な施設並びに工事竣工期日の変更以外の変更にする。
- 第六 規則第十三条又は第十四条の規定により知事に提出する着手届又は完了届には、規則に定める記載事項のほか、それぞれ次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 着手届に記載する事項
    - イ 工事費
    - ロ 契約年月日
    - ハ 請負人住所氏名
  - 二 完了届に記載する事項
    - イ 工事費
- 第七 規則第十八条に規定する事業実績報告書並びに添付書類の名称及び様式は、次のとおりとし、その提出期日は、事業完了の日から一月以内とする。
  - 一 事業実績報告書（様式第七号）
  - 二 事業竣工報告書（様式第八号）

三 小規模給水施設実績明細書（様式第九号）  
 第八 この要綱により知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十四年度分の補助金から適用する。

様式第一号

事業計画書

- 一 事業の施行目的及び効果
- 二 事業計画
- 三 施行方針
- 四 施行方法

様式第二号

全体事業計画との関連調書

種別	工種	品種	形状寸法	数量	単価	金額	補助対象予定事業		単独事業		摘要
							数量	金額	数量	金額	
合計											

五 施行場所及び水道事業の呼称

六 工事着手予定年月日及び竣工予定年月日  
 着工予定年月日 昭和 年 月 日  
 竣工予定年月日 昭和 年 月 日

記載上の注意

- 1 事業計画には、本事業の基本となる給水区域、計画給水人口、一人一日平均給水量、一人一日最大給水量並びに全体事業計画の概要及び補助対象の事業計画を具体的に記述すること。
- 2 施行方針には、補助対象の工種に限り記述すること。
- 3 施行方法には、直管、請負の別を記述すること。

様式第三号

事業費所要額調

総事業費	補助基本額	補助率	県費補助額	摘要
円	円	円	円	

様式第四号

財源調書

県費補助基本額	財源		内訳	
	県費補助金	特別会計	一般会計	負担金その他
円	円	円	円	円

様式第五号

事業費明細書

種別	工種	種数	単位	金額	左の内訳金額			備考
					資材費	工事労務費	その他	
				円				
合計								

様式第六号

○○○○○工事設計書

- 1 設計図面との対象番号
- 2 工事計画概要

工種	種名	称	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
						円	円	
合計								

様式第七号

○○第○○号

昭和 年 月 日

市町村長 氏

名 殿

鳥取県知事

昭和 年度小規模給水施設事業実績報告書の提出について

昭和 年 月 日 受 第号をもって交付決定のあつた標記事業を別紙のとおり実施したので報告します。

様式第八号

事業竣工報告書  
一 工事期間

